

議案第8号

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

新居浜市市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号を次のように改める。

（1）請書を提出すること。

第15条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第22条第1項中「第15条第5項」を「第15条第4項」に改める。

第24条第2項中「第21条の各号」を「第21条各号」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第26条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点

減器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」を「市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるもの」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第27条第4号中「規定する」を「おいて市が負担することとされている」に改める。

第48条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第49条第1項中「社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令」に改める。

第52条及び第71条中「第15条第5項」を「第15条第4項」に改める。

別表 1 市営住宅の表中

「

岸の上（上）団地	新居浜市岸の上町一丁目15番
岸の上（下）団地	新居浜市岸の上町一丁目6番

」を

「

岸の上（上）団地	新居浜市岸の上町一丁目15番
----------	----------------

」に

改め、同表 3 その他の市営住宅の表中

「

新須賀共同団地	新居浜市新須賀町四丁目3番	250円
		350円
		400円
		450円

」を

「

新須賀共同団地	新居浜市新須賀町四丁目3番	350円
		400円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

老朽化した岸の上（下）団地を廃止するため、及び市営住宅等の入居に際して連帯保証人を不要とする等のため、本案を提出する。